

○青木政府参考人 今委員がお触れになりました。すべての地域で下回るというお話を伺っています。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準というものを、具体的にどのようものをとらまえるかということとは議論のあるところだろうと思っております。

私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住といふことで、そこは生活扶助基準一類、二類と住宅扶助の実績値といふところでは十一ということでありまして、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくして基準額で考えた場合にはそういうふうになるということだろうと思っております。

したがって、生活保護といふ場合に、具体的にどこを基準にしてやるのかというのには、これから審議会において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準に反映をさせていきたいというふうな思っております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思いませんか。

○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住といふ意味で、住宅についても重要な指標だといふのはおっしゃるとおりだと思います。

その額を、具体的にどれをとるのかということについては議論があるところだろうというふうな思っております。

○高橋委員 先般、本委員会でも、生活保護世帯に対するリバースモーゲージの問題で私は質問させていただきました。五百万円以上の資産を持っている受給者に対して、いわゆる資産を活用して融資に切りかえて保護を打ち切るといふことによつて、生活保護費をこれまでもらっていた額の一・五倍の額を月々融資するというのが厚労省の考え方なんです。それは、生活保護受給者でなくれば、医療費扶助ですとかさまざまな保険料の負担がかかる、だからこれまでもらっていた額と同じ額では当然暮らしていけなくなるのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持っていたということなんです。

同じように、最低賃金も同じ額といつて比較したらだめなんです。当然、扶助として転化されている部分をきちんと考慮する。税金や社会保険料の負担を考慮するといふふうにならなきゃ、そもそも話にならないといふことを強く指摘をしておきたい。ここを今後の議論の中で必ず考慮していただきたいといふことを言っておきたいと思っております。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私はもう、人たるに値する制度となり得なくなつてきている、このように思っております。老齢加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまでは整理をしてみました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によつて、最低生活費といふのはこの程度よというふうな割り込まれたんですね、この間の施策の変化によつて。そういうふうになつてきた。こういう大変なところで、今老齢加算や母子加算廃止に反対して、私たちは人権裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われているところでもあります。

その中身の議論はきまはしませんけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないところ、とても気が持たない状況になったのかかわりませんが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を導かれたのに対し、大臣の答弁はこうです。生活保護との整合性という意味でモラルハザードが起ころうと、進んでいた方が高い手当が手に入るというふうなことがあつてはならない、こうおっしゃいました。

どういふことでしょうか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもらつて遊んでいて、大臣がそういう認識をしているということになります。

病氣や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護支給に至らない、そういう方たちが今の受給者なんです。そういう人たちが、遊んでもらつて、こういう認識でよろしいのでしょうか。撤回されますか。

○柳澤国務大臣 モラルハザードということが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するといふことがいろいろところで議論があるといふことを踏まえて、私、別に気を楽にしたからそういうことを申ししたのではなくて、わかりやすく言つたつもりですが、今こうして高橋委員に指摘をされてみますと、私の本意を必ずしも表現していないといふふうな気がつきました。大変不明をおわびして、撤回いたします。

○高橋委員 撤回されましたので、確認をいたします。産む機械じゃないですけども、こういう考え方がずっと大臣の根拠にあつて、今の施策に反映しているのかなといふことが本場に問われてしまふので、しっかりと御認識は改めていただきたいと思ひます。

局長に簡単に確認をいたします。生活保護との整合性といふことであると、理論上は、低い方に合わせることも条文上は可能になつてしまふ。決してそうではないといふことと確認してよろしいですか。

○青木政府参考人 今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費に關しまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮するといふことを明確にすることをしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げていきますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地方の実情に応じて決定することになるわけでありまして、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するといふ趣旨でございます。生活保護が引き下がったからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるということにはなりませんといふふうに考えております。

○高橋委員 よろしいです。次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるといふことが繰り返して答弁をされております。もともと国の中小企業対策が大変貧弱で、一般歳出の〇・三五％にとどまつてきている。本場に史上最長の利益を大企業は上げていて、経済成長しているという一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中であつて、それを慮つてきた政府の責任を棚に上げて、こういうときだけ、中小企業が困るからという議論は、私は逆立ちだと思つております。

何をもって中小企業に影響があると言ふのか、具体的な根拠を示してほしいと思ひます。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が国におきましては賃金の規模間格差が非常に大きいといふことが、現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八といふことになつておりますし、また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九％、一千万円未満の企業が八五・八％といふことでもあります。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対して、資本金一千万円未満の企業においては高とまりしているといふことでもございます。また、労働生産性については、やはり資本金十億円以上の企業が資本金規模一千万円未満の企業を大きく上回つております。

こういったことから、最低賃金の大幅な引き上げを急ぐといふことは、特に中小企業にとつては労働コストにより企業経営が圧迫されて大きな影響を受けるといふふうに考えております。

○高橋委員 所定内給与の比較ですか、それから、今お話がありました分配率で比較すると、確かに一定の格差がございます。特に、今お話しされたように、利益のうち八五・八％が人件費にかつていて、そういう中で、直に人件費を上げればそこに影響するだろうといふのは容易に理解ができることではあるんです。

ただ、今、例えば厚労省が行つていて、事業所三十人未満あるいは製造業は百人未満の事業所を対象に行つていて調査でも、未納率といふようですが、最賃に達しない労働者の比率は一・二％、最賃を上げたときに影響を及ぼす率は一・四％にすぎない。実際は、圧倒的多くの中小企業は、やはり労働者がいなければ仕事成り立たないし、安い給料では逆に来てくれぬといふ点で一定の賃金を払つていていふのが実態だと思つて

すね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行った最低賃金に関するアンケート、これも同じく対象が三千人未満の企業であります。賃金がどのくらい最賃に張りついていっているかで見ると、正社員では二・四％、パートでも五・九％というところでありました。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・二％にしか落ちておりません。私は、重要な点と思うのは、地域別最賃が役立っているかなという問いに対して二四・六％が役立っている。つまり、裏を返せば、七五％以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、こういうふうに答えているんですね。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今にも上げればやっていけないんだというのは過大過ぎるのではないかと、もう少しここは冷静に見る必要があるのではないかと、思いますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員がお触れになった数字はそういうことだろうと思います。しかし、それは全体で見るとはそういうことでありますけれども、やはり、そうはいっても最低賃金のところの水準に張りついていっているところはあるわけではあります。そういったところの企業におきましては中小企業がやはり相当な痛手を受けるということとは、これもまた確かだろうと思います。

それから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未達の率は非常に低つています。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守っていたらかなければいけないというところとが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定については、地方の最低賃金審議会でいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げているという事情もあるのかというふうに思っております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立っているというのが相当数あるということでありまして、最低賃金がいわばセーフティネットとして、安全網として機能し

ているというふうに考えております。

さらに、今般は、罰則を引き上げましたり、あるいは生活保護との整合性を明確にするというふうなことで、一層のセーフティネットとしての機能を果たすように改正をお願いしているということでございます。

○高橋委員 役立っていると答えている企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるというふうに答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低く抑えられる別の役割も果たしているということを指摘しておかなければならないと思えます。

先ほど取り上げられました成長力向上戦略推進円卓会議、この問題について内閣府からもお話をいただいたいております。成長力向上と最賃を一体のものとして取り組むということ、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですとか、バイイングパワーの取り締まり強化もしなくちゃいけないですとか、貴重な立場、発言もされているなどは思うんですね。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思えます。このスケジュールが六月ごろから立ち上がって、二回から三回やって、八月に最賃引き上げ等についての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきました。例年ですと七月下旬ころに出される答申が、今回、国会で今こういう議論がされているので、一応待ちの姿勢になっている。若干おくれるというのを聞いております。そうすると、日程が完全にリンクをするんです。二枚目を見ますと、最低賃金の目安の提示ということが基本的スキームの中に書き込まれていまして、ということ、円卓会議は審議会が目安を出す前に何らかの方針を出すということでしょうか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。御指摘の円卓会議でございますが、御指摘のように、成長力向上戦略に關しまして、有識者と労使の代表の方々が集まって、まさに幅広い観点から意見をいただくというふうなことでございまして、その中で、中小企業の底上げ戦略ということ、中小企業の生産性と最低賃金、これに關しても議題に取り上げて、こういう状況でございます。

したがって、この円卓会議はあくまでも政労使が幅広い観点から意見交換を行っていただくというものでございまして、この生産性向上と最賃金、これに關しても、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものでございます。これを一つ参考としていただいた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議会に關しましては最低賃金審議会においで議論されていく、このように理解している次第でございます。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じように、屋上屋なんです。

中小企業団体中央会が昨年の十月に、制度的に、実質的引き下げも可能な制度とすることという決議を上げています。その決議を上げて中央会の会長が、円卓会議の中に入って、生産性が向上しなければ最賃を上げないといった、そういうふうな発言をされているんですね。

この円卓会議は政労使なんです、公労使ではないんです。そうすると、まず官邸が直接しているというところで、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言いますが、どうしても企業の側に引つ張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるのではないかと、このことを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。○柳澤国務大臣 委員も賛成のようなお話も最初にいただいたので安心して聞いておりましたが、さすがに、急にまた議論が熱くなりまして、ちょっとどういふことかと申しますと、先ほど私が申

し上げたように、最低賃金の決定の仕組みは全く変わるものではないということでございます。しかし、実際に最低賃金を引き上げようとしたら、これは、生産性が上がったか、あるいは先ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に對する、いわば商品の販売価格を引き上げるといふようなことがないか、實際上、最低賃金を引き上げた場合に、それを実行する段になると経営が非常に苦境に立つということも事実でございます。したがって、今、割と大きな企業については成績がいいわけですが、中小企業については成績が余り振るわないということの中で、いかにして我々は最低賃金を引き上げられる環境を整えるかということにいろいろと知恵を絞っているということでございます。これはあくまでもそういう意味の環境整備のための審議をいただいております。場であるということ御理解を賜りたいのでございます。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。きょうは私、十五分しか時間をいただいておりませんので、大変嬉しい思いをしております。年金の問題も本党はこの案ではできないと思っております。朝から本党だいたいの問題が指摘をされておりますけれども、やはり長い間たたつてこの年金記録の管理といふのがいかにすすんだかといつたこと、そのことを本党に急いでいふべきところがある、すればするほど、どんどんどんどん傷口が開いてきている、そういう状況になつてきているのではないかと。それと同時に、二産の強行採決、この国会の運営がさらさらの傷口を開いている。私は、やはり国会の責任も本党に問われている。国民の不信任が国会に対する不信任にもつながらつていこうと、このことを指摘しなければならぬと思つております。

きょうは時間がないので、これ以上年金の問題を私は指摘しませんが、必ず政府側も整理をして、きつとした時間をして、与野党がみんな議論をする、そういう場を設けていた、きょうのこのことを強く要望したいと思つております。そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。また時間がありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入つていないという御意見もございまして、私は、いずれにしても、そのための十分な審議を保障していただくように、委員長と与野党の皆さんに強く要望したいと思います。

したがって、きょうは、水曜日の続きをやりたいと思つております。六日の委員会では、私、最低賃金について質問したんですけれども、大臣の御認識が、現状がどれだけ大変かといふことから出発しているのかどうかといふことがやはり問われると思つております。現行六百七十三円では、過労死ラインと言われる三千時間を働かなければ二百万円を超えない、そういう状態でありまして、全国最下位の我が青森県や沖縄などは六百十円ですから、三千二百七十八時間も働かなければ二百万円にもいかなない、これではいはずがなと思つております。

御存じのように、我が党は全国一律千円の最低賃金を主張しております。これについては、ナショナルセンターである連合や全労連なども基本的に一致した要求ではないかと思つております。本来、千円であっても、フルタイム労働者が平均

二千時間働かなければ二百万円には届かないというのですから、極めて控え目な要求であるし、諸外国から見てもまだまだ格差があると思つております。

ですから、私はそこに向けて抜本的な引き上げをやりたいと思つておりますが、大臣、人間らしく暮らすための賃金といふことで抜本的に引き上げるというのを考えるべきと思つております。いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 我が国の最低賃金の加重平均のレベルは、今委員が御指摘になつたように六百七十三円という状況にあります。これでは、先般委員は、一日八時間、週休二日をとつて二十二日間働いた場合には十二万円をちよつと切るといふようなレベルも明示になつてまいりました。

私どもは、現行の最低賃金の引き上げを目指して、この生計費につきましても、生活保護の施策との整合性をとるといふことで、これについて整合性をとると等によつてその水準の引き上げを願つてまいりたい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 引き上げを目指してとつしやいまして、抜本的な立場に立つていた、きょうのこのことなのであります。そこで、これまで公労使の審議会で目安といふことをやつてきたわけですが、やはり今回法案にも書き込まれた企業への支払い能力といふことが入つてくるために、人間らしく暮らせる賃金といふことよりも、どうしても企業への支払い能力が、支払い能力といふことが大きな問題である、これは指摘をしてきたらと思つております。

そこで、全国一律最低賃金といふのはもはや世界の常識になつていまして、地域別最賃をとつていのは世界九カ国であります。それはアメリカのような連邦国とか途上国であつて、日本のように小さな島國で四十七都道府県に細分されているところではやはりないのではないかと。私はそこにあらかじめAからDランクといふことを持ち込んでやること自体が結局は地域格差の拡大につながると思つております。

ですから、私がまず聞きたいのは、大臣は、最低賃金によつて地域格差を縮める、これをやはり縮小させたいという立場に立ちますか。

○柳澤国務大臣 これは非常に難しい問題だと思つております。要は、私も地域格差を縮めたい、縮めるべきだといふ立場でありまして、それを最低賃金といふことで実現できるかといふことだ、やはりなかなかそれは困難ではないかといふことが思つております。やはり、現実はどうかといふこと、地域によつて生計費が異なるというのことは事実でございます。それを反映して、各企業における賃金の水準も区々になつていこうと思つております。

そういう際、最低賃金を地域ごとに決めるというのをやめてしまつて、全国一律しか高橋委員のように抜本的に大幅に引き上げる、いふようなことをやつた場合には、やはり経営が成り立たないといふことも我々には心配をしなければいけません。

したがって、私どもは、今回御提案されてきたことについて、私どもは、やはり地域別の賃金といふものを考えて、そして、その最低賃金を地方の最賃審議会で決めていただくというのを基本として、しかも全体として引き上げの方向を実現したい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 地域格差を縮めたいと思つておられる、ただ、それが単純に最低賃金とは難しいよ、といふふうなお話だつたのかと思つております。私も、確かに地域の生計費が、今、物価が違つていられる、数字で見るとさうだと思つて、ただ、それをさういふものだと、今回、地域別最賃は、これまでもあつたにもかかわらず、わざわざ法定化したといふことが、逆にそれを固定化、あるいは拡大することになつてい、うんだ、それが、地域で低くから低いままだといふ形で悪循環になるのではないかと、このことを考へておりました。

資料をお配りしました。平成十六年、これは私も総務委員会でも質問したことなんです、一円ぐらゐの最賃引き上げがよかつたといふ年でありまして、この三年間の変化を見ますと、Dランクに位置している青森や沖縄などは三年間で、よかつた四円なんです。Aランクは、東京などは九円、あるいは二けたの引き上げ、これもまだわすかといふえ、引き上げをされて、さうすると、一番高いところと一番低いところの差、平成十六年度で、東、青森が百四十四円だつたのが、十八年度になると百九円といふよつた。

差がどんどん開いていくわけですね。最初から、目安の段階でAからDだと言われて、だからこの程度よといふふうにするので、どんどん高いところと低いところの差が開いていく。ですから、低いところをもつとつと上げて、板バネで、地域でももう少し上乗せできるんだといふことがあるのであればいいけれども、やはりそこはきちんと縮めるといふ立場に立つべきではないかと思つております。

四枚目に、連合総研が昨年の四月にアンケートをとつた、勤労者の仕事と暮らしについてのアンケートの表をつけておきました。五年間で収入の差が拡大したと答えた方たちのうち、地方経済の低迷などにより地域間の収入格差が拡大した、五七・六%、やはり、ここに一番問題意識を持っているんだといふことがあると思つております。

そこに差があるんだからしようがないよといふ立場には立たないといふことが大事なのではないかと思つております。いかがでしょうか。

○青木政府参考人 最低賃金の額の決定については、これは法律上、三つの要素で決めていただくといふことになつていましてあります。生計費、お話にありました通常の事業の支払い能力、それから類似労働者の賃金といふことになつてい、るわけでありまして。お話をいたしました目安にいたしまして、具体的な額の決定に当たつては、さういふことを勘案して、あつたつていられるわけでありまして。さういふ意味では、地域の実態等を反映しているといふことだと思つております。

お話がありましたよな点については、地域経済の振興でありまして、か地域産業の振興であります。と、さういふことが大変大切なことであつたと思つております。私どもとしては、底上げ戦略といふことで、日本全体の底上げを願つていくこと、一方で、地方では対処をしようといふことで考えられているわけでございます。

最低賃金の決定については、さういふ意味では、今回も基本的な要素といふものは引き続き維持して、これは世界的にもさういふものを勘案して決定されているといふことだと思つておりますので、引き続き維持していただくこととさせていただきます。

○高橋委員 いろいろ説明されましたが、地域格差をこの政府の目安が拡大しているんじゃないかということに対してはお答えがなかった。もうしようがないんだという立場に立っているということですね。これは、本当に私は問題だと思えます。ここは強く指摘をしたいと思っております。

続けて、さっき大臣が答弁された、中小企業への影響ということもありました。私は、マイナスの話ばかりをしないで、プラスの見方というのもきちんと見るべきだ、そう思うんです。

二枚目の資料についておきました。時間がございませぬので、詳しい解説はやりませぬ。労働総研がことしの二月に発表した、例えば、これは千円にしろと言っているのではなく、私たちが要望している千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が幾らいるか、一般労働者が幾らいるかということから始まって、最賃を千円に引き上げたらどうなるかということを含めていくと、二兆何がしの賃金増加額になるんだ、それを産業別に割り振っていったときに、二兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだろう、消費に回るといふことは、地域でお金がおろるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことと返ってくるじゃないかということ、二兆六千億円の経済波及効果があるという試算をされて、これは新聞各紙も報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使っているわけですから、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げるといふことは地域の経済を潤すことにもなる、そういう考えは当然持てますね、大臣に伺います。

○柳澤國務大臣 私どもも、一般論としては委員と同じような考え方をとっております。特に、今、日本経済全体を見ても、消費というものが、例えば輸出あるいは設備投資というものに比べてもうちよと強くなった方がいいな、こういうふうに考えるわけですね。そういう考え方から、やはり何といつても圧倒的に多い雇用者所得というものが上がっていくということがその背景をなすべきものだろう、こういうことは、当然私どもも考えているわけではございません。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるといふことは、そうなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではいかななくて、現実にはそれぞれの企業の労働コストを引き上げるといふことにつながる可能性があるわけですから、その労働コストを一体どこで吸収できるか。それは消費がいずれ上がってくるから吸収するよ、なかなかそこまでは、マクロ経済の話とミクロの話とは説得的に連関づけられないということもありまして、私どもは、一般論としては委員が言われるとおりだし、また、この労働総研が発表されたこともわからないわけではありませぬ。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるということが起こることを考えますと、かえって雇用が失われる面があつて、こうしたことについては、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考えております。

○高橋委員 非常に非現実的だということと終わられてしまうと、やはりそれは政府のスタンスが問われるんですよ。

きょうは青年たちの実態もお話したかったんですが、そういう、引き上げると言いながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立っていないということが本当に責められるべきではないか。引き続きこのことを審議したいと思っておりますので、きょうはとりあえず終わります。

○木原(誠)委員

時間がもう数分ですので、最後に、ちよつと最低賃金法について一つだけお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回、三十九年ぶりに最低賃金が改正をされる。このことよつて、地域別の最低賃金の制定が義務づけられる、あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる、こういうことでありますから、その中身については私は多としたいというふうに思いますし、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけないな、こう思うわけでありすけれど、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのは大変重要であるというふうに思います。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用されて、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であるかというふうに思います。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの皆様には最低賃金が適用されないというふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されるということを必ずしも十分認識していない方もおられるわけがあります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金が一部では引き上げられるんだらう、このように思いますけれども、実際にこのように使用者、そしてまた労働者、労使双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実効性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていたいただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の進

守に関する集中的な周知広報を行うと同時に、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行っているとご報告いたします。

周知広報につきましては、政府広報による新聞広告の掲載合計六十八紙二千八百八十八万部、それから、モバイル端末広告の実施、都道府県労働局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるポスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知への協力依頼なども行っております。一斉監督につきましては、最低賃金に関して問題が多い業種を重点として、全国一万余業種を対象に実施しているところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からは、おっしゃいましたように、周知広報、監督指導が重要と考えております。今後とも引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○福島委員

次に、最低賃金法の改正法案について伺いたいと思ひます。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしており、この四十年余りにわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一歩だと思ひます。

働く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が支給する生活保護を下回るというのは適切ではないと思ひます。今回の改正による、生活保護との整合性に配慮する規定については、最低賃金が生活保護を下回らないようにするものと解釈すべきだと考えておりますけれども、この条文の趣旨について、政府の見解を確認したいと思ひます。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきましては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の賃金、通常の事業の支払能力、この三つを考慮して決定するものと現在なされております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについては「生活保護に保る施策との整合性に配慮する」ということを法文上明確にすることとしたわけでございます。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの要素の一つとしてござりますので、法律上の規定としては、「生活保護に保る施策との整合性に配慮する」という規定をいたしては、わけであり、御指摘のように、その趣旨は、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する、こういう趣旨だと思ひます。

○福島委員 この委員会でも前回いろいろと議論がありましたけれども、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こういうことになってはいるわけであり、今回の改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどう影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかという点について責任を持つていただく必要があると思ひます。

この点について、どのように政府としてフォローしていくのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につきましては、今お触れになりましたように、地方最低賃金審議会、公務員三者構成で成っており、それが、これにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということであり、

今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿ひまして、まず中央の最低賃金審議会から引き上げ額の目安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われて、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜられるということになるわけでございます。

従来の地方最低賃金審議会の審議におきましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会が生活保護についての十分な資料が提出されているわけでもありません。また、地域によっては、生活保護との整合性について十分に配慮した審議がなされていないところも見受けられておりました。今回の法案が成立した際には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿つた、より適切な審議が行われるということになるわけであり、

そういうことが行われるよう、私どもとしても、都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいと思ひます。

○福島委員 次に、罰則の規定の問題でございます。

使用者が最低賃金を支払わなかつた場合の罰則について、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたということもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになっております。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反人を雇つても、罰金を払う方が安上がりだということにもなりかねず、余りにも低過ぎて実効性がないと言わざるを得ないと思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされておりますけれども、その趣旨をお伺いしたいと思ひます。また、

実効性の確保の面でこれ十分かどうか、この点についても御認識をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金法の罰則についてでございますが、今委員がお触れになりましたように、昭和三十四年の法制定以来、罰金等臨時措置法による見直しは行われておりましたが、この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制裁的効果が著しく低下しているというふうに考えております。

さらに、最低賃金法は、最低賃金を強行的に直律的効力を付与してござりまして、最低賃金不払いというものは、同時に、労働基準法の賃金の全額払い違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に係る罰金額の上限が三十万円ということになってござりまして、それよりも、最低賃金不払いに係る罰金額の上限が低いという状況でございます。

また、実質的に、最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態になってござります。

このため、罰金額の上限額についても見直しを行つて、罰金を五十万円に引き上げるといふこととしたものでござります。

最低賃金の不払いの罪数については、労働基準法における賃金不払いの罪数と同様に、犯意が単一であると認められないときは各支払の期ごと及び各労働者ごとに一罪が成立するということになっておりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げること十分その実効性が確保されるというふうに考えておるところでございます。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明ですが、五十万といつても、一人当たり五十万ということであれば、これは掛け算されていく、トータルで五十万というわけではない、こういうお話だと思ひます。一人だけに限つて最低賃金法の違反をしているということは多分実態としてはないわけでありまして、今回のこの罰則の引き上げによりまして相当な程度のやはり強化がなされている、こういうふうに認識をさせていたいただきたいと思ひます。

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で洋見しますと六%を超えるような数字であるというふうに認識をいたしておりますけれども、必ずしも、現場で働いておられる労働者の方々、みずからの地域の最低賃金が一体幾らかよくわからないで働いておられる方も多々おられるんだらうというふうに思ひます。公益通報制度といふものができましたけれども、こうした最低賃金に關しての情報、知識、こういうものがなければ、また相談するということにも至らないわけであり、

当然、法律の中には、労働者に対して最低賃金について周知する、こういう規定があるわけでありまして、そもそも最低賃金法の違反をするような事業所においてはこうしたこともしつかりとなされていまいかというふうに想像することが妥当であるというふうに思ひます。

そういう意味で、先ほど政府参考人から御説明が木原委員に対してありましたが、周知を國としていく、最低賃金制度がどう変わりました、そしてまたこういう水準です、こういうことを幅広く知つていただくということが何よりも大事なことであるというふうに思ひます。

今回の法律の改正、一日も早く成立させるべきだと思ひますが、同時にまた、周知広報するということについて積極的な取り組みをお願いしたいと思ひますが、この点についての政府の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 ただいま御指摘になりましたように、最低賃金の周知広報というのは大変大切なことだと思ひます。従来から、味スタターの掲示とかリーフレットの配布とか、ホームページへの登載などを行つておるところでございますが、また、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙への掲載依頼などを行つて、周知広報活動を全体として一生懸命やつておるところでございます。

今後、成長力底上げ戦略がこの一月に決定されましたけれども、これにおきましても「最低賃金の国民への広報の推進」ということにも取り組む